風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から２年４ヶ月が経過し、本県は特に津波による甚大な被害を被った沿岸部を中心に、生活の再建及び産業の復旧・復興に向け県民一丸となり着実な歩みを進めている。

こうしたなか、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から２年４ヶ月が経過してなお、事故の全容は解明されておらず、さらに増加し続ける放射能汚染水処理の問題や放射性物質に係る管理体制の不備が明らかになるなど、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見えず、県民に大きな不安を与えるとともに県内産業に深刻な影響をもたらしている。特に本県は福島第一原子力発電所が立地する福島県の隣県にあり、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大している。このことは、現に本県産業の復旧・復興の進捗に深刻な影響を与えているものであり、誠に由々しき事態である。また、放射能汚染による実害を含む原発事故由来の損害について、県内の生産者、事業者においては様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており、東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念がある。

　以上のような現状の困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げるうえで不可欠であり、実害に対する賠償はもとより、風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施及び風評被害の拡大防止のため原発事故の完全収束について早期に実現されるよう、下記事項についての確実な実施を強く要望する。

記

**１　風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施**

（１）賠償金の迅速かつ十分な支払いについて

　　　実害を含む請求に対する賠償金の支払率について、現状において宮城県は他県と比して低く、客観的に十分な賠償を受けているとは言いがたい状況にある。また、本年１月原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の第三次追補において、本県の風評被害が新たに賠償の対象となったことにより、今後請求の件数及び金額が大幅に増加すると推察され、さらなる支払遅延の発生が懸念される。現に風評による深刻な被害を被っている生産者、事業者にとって、賠償金の支払い遅延は経営の圧迫に繋がるものであり、誠に憂慮すべき事態である。

以上を踏まえ、東京電力は、賠償金の迅速かつ十分な支払いを実現するため、審査の簡素化、迅速化も含め、あらゆる手立てを講じ万全を期すこと。

（２）請求手続の簡素化について

　　　損害賠償請求手続において、請求者側は請求書作成のほか、損害を裏付けるための膨大な証拠資料の提出を要し、これらの準備に非常に苦慮している。また、生産組合等は、生産者の請求手続の補助のほか、膨大な請求の取りまとめを行い、賠償請求における東京電力との窓口となっており、当該事務処理に多大な労力、経費を要し大きな負担となっている。

以上を踏まえ、東京電力は、風評による損害を受けた被害者に配慮し、請求手続の簡素化に向け真摯に取り組むこと。また、生産組合等において請求事務処理のために要した経費について、その実態に鑑みた十分な賠償を行うこと。

（３）生産者個人による賠償請求への対応について

　　　生産組合等を介さない生産者個人による賠償請求については、請求書の作成や膨大な証拠資料の準備が難しく、また東京電力を相手にした場合、交渉等においても不利になることが予想されるため、賠償請求を断念せざるをえない被害者が多数存在するとの情報が生産組合等から寄せられている。このような現状を踏まえ、東京電力は、遺漏のない賠償を実施するため、こうした潜在的な被害者が個人でも賠償請求を行えるよう、原発事故の原因者であることを十分に自覚し、膨大な証拠資料の提出を一方的に被害者に求める消極的な態度を改め、被害者の実情を汲んだ誠意ある対応に努めること。

（４）本県観光業の風評被害に係る賠償の対象期間及び割合について

　　　本県観光業の風評被害に係る損害賠償の対象期間は、平成２３年３月　１１日から平成２４年２月２９日までとされているが、本県観光業においては、観光客入込数や宿泊客数の減少など、現在に至るまで継続して福島第一原子力発電所事故の風評による損害を被っている。このことから、東京電力は、本県観光業の風評被害に係る損害賠償に関し、期間の制限を撤廃し、平成２４年３月以降の損害も賠償すること。

　　　また、本県観光業の風評被害に関しては、丸森町を除き基本的に逸失利益の５割の賠償にとどまっているが、本県は福島第一原子力発電所の立地する福島県に隣接しており、原発事故後の観光客入込数や宿泊客数等の推移に鑑みれば、逸失利益のうち大部分が実質的に原発事故由来といえる状況にある。また、風評による被害の状況には事業者間で差異があり、逸失利益について一律５割の賠償によりすべての事業者が救済されるものではない。以上を踏まえ、東京電力は、現在の賠償の枠組みに固執せず、被害者の求めに応じ、各々の被害の実態に即した十分な賠償を行うこと。

（５）風評被害防止のために要した経費の賠償について

　　　県内自治体や生産組合等においては、風評被害の拡大を防止するため、農林水産物等の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に取り組んでおり、これらに要する多額の経費が大きな負担となっている。こうした経費は、全てが福島第一原子力発電所事故に起因するものであることから、東京電力は、実態に鑑み当該経費の賠償を十分に行うこと。

**２　原発事故の早期完全収束の実現について**

　　原発事故の完全収束に向けた道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者は実体なき放射能汚染への不安から本県産品の購買を忌避し、国内外の旅行者においては本県への旅行を避ける傾向が未だ強く見られ、風評による被害の拡大が懸念される。このような困難を一日も早く解消するため、東京電力は、風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け全力を傾注すること。

　　さらに、風評被害のこれ以上の拡大を防止するため、福島第一原子力発電所から海洋等への放射能汚染水の漏洩防止に万全を期すこと。特に、１日あたり４００トンともいわれる原子炉建屋内への流入地下水対策として、いわゆる「地下水バイパス」計画に則した海洋への放流を行った結果、万一放射能汚染水が海洋流出した場合、流出量の如何によらず消費者において本県海産物等への忌避意識がさらに高まることが容易に推察され、風評被害の拡大及び長期化が強く懸念される。また、放射能汚染水の海への流出については、これまで原子力規制委員会などにおいても懸念が表明されていたものであるが、東京電力はこの事実を７月２２日に初めて認めた。当該事象についての説明は、遅きに失したものであり、東京電力の対応には不信感を抱かざるを得ない。東京電力は、流出を限定的なものとし、沖合への影響については否定しているものの、全容が解明されたものではなく、海産物の放射能汚染について強く懸念される。水産業は本県の基幹産業であり、このような事態は断じて容認できない。東京電力は、原子炉建屋内への流入地下水対策及び放射能汚染水の漏洩防止においては、あらゆる手立てを講じ、これ以上放射能汚染水が海洋に流出することがないよう万全を期すこと。